

霧島市部設置条例の一部改正について

霧島市部設置条例の一部を次のように改正する。

平成25年2月18日 提出

霧島市長 前田 終止

霧島市部設置条例の一部を改正する条例

霧島市部設置条例（平成17年霧島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号を削る。

第2条第1号中コをシとし、ケの次に次のように加える。

コ 工事の検査に関する事。

サ 工事等の入札に関する事。

第2条第8号を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

工事監査部を総務部に統合するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。